

## 【参考】区長業務における質疑回答集

### 1 地区要望等

Q 1	「地区要望」と「地区連絡シート」は、同じような手続きに思えるが別のものなのか？
A 1	「地区連絡シート」は、喫緊で事故につながるような舗装の穴や側溝蓋の破損などの至急対応が必要な案件の報告や、市への情報提供や問い合わせを行う際に提出していただくものになるため、地区要望とは別の手続きになります。 また、「生コン等材料支給要望調書」や「U字溝等材料支給要望調書」なども同様に別の手続きとなり、これらは全て地区要望の“1自治区3件までの取扱い”とは別枠となっています。

Q 2	地区要望の“1自治区3件までの取扱い”には、前年度からの継続事業も含まれるのか？
A 2	継続事業も含めて、“1自治区3件まで”でお願いしています。

Q 3	採択されなかった地区要望は、新年度に改めて出し直す必要があるのか？
A 3	予算不足などの理由により、前年度に採択されなかった地区要望を再度提出された場合は、市で改めて採否を検討させていただきます。 但し、「要望箇所が私有地になっている」「費用が上限を越える大規模工事である」等の明らかに不採択になる内容については、別の要望に変更されることをお勧めします。

Q 4	地区要望の“1自治区3件までの取扱い”について、大きな区と小さな区を同等に扱うのはむしろ平等性に欠けるのではないのか？ また、十分な予算の確保、若しくは件数・金額制限の見直しは出来ないのか？
A 4	地区ごとに要望件数の上限に差をつける場合、面積や人口などの様々な条件を総合的に勘案する必要があり、明確な基準を設けることが難しいため、一律に3件までとさせていただきます。また、市の財政を考えると、件数や金額上限の変更も難しい状況ですので、ご理解をお願いいたします。

Q 5	「地区連絡シート」は、どのような場合に使用するのか？
A 5	喫緊で事故につながるような舗装の穴や側溝蓋の破損などの至急対応が必要な案件の報告や、市への情報提供や問い合わせを行う際には、「地区連絡シート」をご活用ください。また、受付後は、現場確認や市の方針決定等に時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

Q 6	各種要望書の様式は、市のホームページ等でダウンロードできるか？
A 6	<p>掛川市ホームページの次の場所からダウンロードが可能です。市ホームページのサイト内検索で「区長ノート様式集」や「自治区向け電子手続き」と入力し、検索するとそれぞれのページが出てきます（区長ノート P105 を参照ください。）</p> <p>なお、紙媒体で様式が必要な場合は、未来共創課までお申し出ください。</p> <p><b>&lt;区長ノート様式集&gt;</b> 自治区運営関係、要望制度等の様式を掲載しています。 「<a href="https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/8083.html">https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/8083.html</a>」</p> <p><b>&lt;自治区向け電子手続き&gt;</b> <b>理事会を通じた市等からの依頼に対する回答・報告様式等</b>を掲載しています。 「<a href="https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/8741.html">https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/8741.html</a>」</p>

## 2 交通安全施設

Q 7	信号機、横断歩道、一時停止の設置を要望したいが、すぐ設置してもらえるか？
A 7	信号機や横断歩道、一時停止の設置の決定は、 <u>県の公安委員会</u> が管轄しています。自治区から提出のあった要望は、市で現地調査を行い、市の意見を付けて掛川警察署へ進達しており、県の公安委員会でも現地の交通量や人の利用量、周囲の状況などを調査した上で、設置の可否が決定されています。要望が見送られた場合、交通状況に大きな変化が見られない限り、改めて同様の要望をいただいても、新設は難しい状況です。

Q 8	住宅街を通行する車両の走行速度を見直していただきたい。
A 8	地域住民の日常生活に利用されるような中央線がない道路で道路標識又は道路標示により最高速度が指定されていない場合は、令和8年9月1日より 30km に引き下げられます。

### 3 環境衛生

Q 9	ごみ集積所設置補助金を申請する場合に、設置・修繕箇所数の上限等はあるか？
A 9	市では、各自治区に広く制度を利用してもらう観点から、区又は小区単位で設置は上限 18 万円、修繕は上限 10 万円までを優先的に受付しております。それ以上の申請については、予算の範囲内で別途協議の扱いとさせていただきます。

### 4 その他

Q 10	自治会の世帯数について、同じ敷地に別々に住んでいる家族や、敷地は違うけど近接して住んでいる家族などは、どのように扱えば良いか？
A 10	事務局としては「別の建物に住み、生計を一にしていないケース」は、別世帯だと捉えています。しかし、実際の生活状況は当人たちでなければ分からないことや、各自治区での定義等もあると思われるため、それぞれの実情に合わせた取扱いをお願いします。

Q 11	「歳末たすけあい募金」の納入方法が、社会福祉協議会の窓口への持参となっているが、わざわざ出向くのは大変なので、振込等の対応を考慮してもらえないか？
A 11	ご連絡をいただいた自治区には、振込用紙を送付していますので、窓口への持参が難しい場合は、社会福祉協議会へお申し出ください。

Q 12	配付された防災・自治活動用タブレット（i P a d）の使い方やルールについて、どこに相談すればよいのか？
A 12	相談内容に応じて、下記担当にお問い合わせください。 ①タブレット全般に関すること。 →未来共創課 自治活動支援係 【21-1129】 ②防災に関すること。 →危機管理課 防災対策係 【21-1131】